

改正

昭和60年3月15日条例第11号

平成元年3月16日条例第13号

平成4年10月8日条例第43号

平成7年12月1日条例第46号

平成9年12月1日条例第38号

平成11年12月1日条例第38号

平成16年10月25日条例第37号

平成22年3月10日条例第6号

平成24年10月30日東京都板橋区条例第35号

平成27年12月25日東京都板橋区条例第61号

平成28年10月21日東京都板橋区条例第38号

東京都板橋区立文化会館条例

(設置)

第1条 区民の文化及び福祉の向上を図るため、東京都板橋区立文化会館（以下「会館」という。）を東京都板橋区大山東町51番1号に設置する。

(事業)

第2条 会館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会館施設の利用公開
- (2) 会館施設を利用したの芸術文化の振興に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休業日)

第3条 会館の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一部改正〔平成22年条例6号〕

(利用時間)

第4条 会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 会館の利用は、別表に定める各利用区分による。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は次の各号に掲げる利用区分につき、当該各号に定めるところにより繰り上げ、若しくは繰り下げることができる。

- (1) 開始時刻が午前9時の利用区分 60分の繰上げ
- (2) 開始時刻が午前9時以外の利用区分（1の表に限る。） 30分の繰上げ
- (3) 終了時刻が午後9時30分の利用区分 90分の繰下げ

全部改正〔平成9年条例38号〕、一部改正〔平成11年条例38号・22年6号〕

(利用の手続等)

第5条 会館施設（付帯設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、板橋区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館施設を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

一部改正〔平成11年条例38号・22年6号〕

(使用料の納付)

第6条 会館施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項のほか、付帯設備の利用の承認を受けた者は、付帯設備の1利用単位につき3万円の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 利用者は、会館施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更の禁止)

第10条 利用者は、会館施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ

め区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 利用の目的に反する行為があつたとき。
- (2) 第5条第2項第1号又は第2号に該当するに至つたとき。
- (3) この条例若しくはこれに基づく規則の規定又は区長の指示に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により会館施設の利用ができなくなつたとき。
- (5) 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めるとき。

一部改正〔平成22年条例6号〕

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、会館施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 会館施設に損害を生ぜしめた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第3条ただし書の規定により、区長の承認を得て、休業日を変更し、又は臨時に休業日定めること。
- (3) 第4条第3項の規定により、区長の承認を得て、利用時間を変更すること。
- (4) 第5条の規定により、会館施設の利用を承認し、又は承認しないこと。
- (5) 第11条の規定により、会館施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること。
- (6) 会館施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関し区長が必要と認める業務

追加〔平成22年条例6号〕

(指定管理者の指定)

第15条 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、最も適当と認める法人等を指定管理者に指定する。

- (1) 会館の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (2) 会館の管理運営を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有すること。
- (3) 利用者の平等な利用が確保できること。

追加〔平成22年条例6号〕

(指定等の公表)

第16条 区長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を告示するものとする。

- (1) 前条の規定により、指定管理者を指定したとき。
- (2) 第18条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めてその管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

追加〔平成22年条例6号〕

(指定管理者による管理の基準等)

第17条 指定管理者は、次に掲げる基準により、会館の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び区規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 会館施設の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 区長は、会館の管理に関し必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

追加〔平成22年条例6号〕

(指定の取消し等)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、第15条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。
- (3) 指定管理者が、前条第1項に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による会館の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

追加〔平成22年条例6号〕

(利用料金)

第19条 利用者は、指定管理者に会館施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第6条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。
- 3 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 4 指定管理者は、区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、区長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成22年条例6号〕

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成22年条例6号〕

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和57年5月東京都板橋区規則第26号で、同57年10月28日から、ただし、同条例第5条から第9条まで、第14条、付則第2項及び別表の規定は、同年5月1日から施行）
- 2 東京都板橋区立板橋区民会館条例（昭和44年板橋区条例第11号）は、廃止する。

付 則（昭和60年3月15日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和60年6月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成元年3月16日条例第13号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成4年10月8日条例第43号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成5年4月1日以降の利用に係る使用料については、この条例による改正前の東京都板橋区立文化会館条例別表1の表備考第1号及び別表2の表備考の規定は、適用しない。

付 則（平成7年12月1日条例第46号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成9年12月1日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立文化会館条例第4条第3項、別表1の表備考第4号及び別表2の表備考の規定は、平成10年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

付 則（平成11年12月1日条例第38号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年10月25日条例第37号）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月10日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条第3項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月30日東京都板橋区条例第35号）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「（第4条・第6条関係）」を「（第4条・第6条・第19条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行

する。

- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立文化会館条例別表1の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、平成25年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立文化会館の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、施行日前に受理された利用申請に係る使用料及び基準日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年12月25日東京都板橋区条例第61号）

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（平成28年10月21日東京都板橋区条例第38号）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区立文化会館条例別表1の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、平成29年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立文化会館の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条・第6条・第19条関係）

1 ホール等の使用料

利用区分	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	午前・午後 （午前9時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時30分から午後9時30分まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時30分まで）	全日 （午前9時から午後9時30分まで）
施設						
大ホール	81,400円	163,100円	225,200円	206,900円	336,400円	389,400円
小ホール	17,500円	34,900円	48,300円	43,300円	72,200円	83,000円
大会議室（展示室）	13,600円	27,200円	37,300円	34,200円	57,500円	67,600円

第1会議室	610円	1,400円	1,900円	1,800円	2,900円	3,400円
第2会議室	1,100円	2,400円	3,400円	3,000円	5,200円	6,000円
第3会議室	1,100円	2,300円	3,200円	2,900円	4,900円	5,900円
第4会議室	1,300円	2,600円	3,600円	3,200円	5,600円	6,500円
第1和室	1,800円	3,600円	5,100円	4,500円	7,700円	9,000円
第2和室	1,400円	2,800円	3,800円	3,400円	5,900円	6,900円
第3和室	650円	1,600円	2,100円	1,900円	3,200円	3,800円
第4和室	650円	1,600円	2,100円	1,900円	3,200円	3,800円
第1茶室	1,100円	2,200円	3,100円	2,900円	4,900円	5,600円
第2茶室	800円	1,500円	2,100円	2,000円	3,300円	3,800円
リハーサル 室	2,900円	5,800円	7,900円	7,400円	12,400円	14,400円
大ホール第 1楽屋	380円	660円	1,000円	980円	1,600円	1,900円
大ホール第 2楽屋	620円	1,300円	1,900円	1,700円	2,700円	3,200円
大ホール第 3楽屋	1,600円	2,900円	4,200円	3,900円	6,500円	7,600円
大ホール第 4楽屋	610円	1,300円	1,800円	1,700円	2,700円	3,200円
小ホール楽 屋	610円	1,300円	1,800円	1,700円	2,700円	3,200円

備考

- 1 大ホール又は小ホールの舞台面のみを舞台練習等に利用する場合の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）の4割相当額とする。
- 2 大ホール、小ホール又は大会議室（展示室）を催物の開催準備又は終了後の整理のため利用する場合の使用料は、規定使用料の4割相当額とする。
- 3 入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収して利用する場合又は営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為（以下「営利行為」という。）を主な

目的として利用する場合の使用料は、次に掲げる額とする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入場料を徴収して利用する場合は、規定使用料（前2号の規定による場合は、その定めるところにより算定した使用料。以下この号において同じ。）の5割増相当額
- (2) 営利行為を主な目的として、主に大ホール、小ホール又は大会議室（展示室）を利用する場合は、規定使用料の5割増相当額
- (3) 営利行為を主な目的として、主に大ホール、小ホール及び大会議室（展示室）以外の施設を利用する場合は、規定使用料の10割増相当額
- (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる場合の2以上に該当する場合は、その定めるところにより算定した額のうち最も高い額

4 利用区分の開始時刻を繰り上げ、又は終了時刻を繰り下げて利用する場合の使用料は、30分につき、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める利用区分の規定使用料（前3号の規定による場合は、その定めるところにより算定した使用料）の2割相当額を加えた額とする。

- (1) 午前9時の開始時刻の繰上げ 午前
- (2) 午後1時の開始時刻の繰上げ 午後
- (3) 午後5時30分の開始時刻の繰上げ又は午後9時30分の終了時刻の繰下げ 夜間

2 練習室の使用料

利用区分	第1 (午前9時から午前11時30分まで)	第2 (正午から午後2時まで)	第3 (午後2時30分から午後4時30分まで)	第4 (午後5時から午後7時まで)	第5 (午後7時30分から午後9時30分まで)
施設					
第1練習室	1,400円	1,700円	1,700円	2,100円	2,700円
第2練習室	1,400円	1,700円	1,700円	2,100円	2,700円
第3練習室	810円	1,100円	1,100円	1,400円	1,900円

備考

- 1 入場料を徴収して利用する場合又は営利行為を主な目的として利用する場合は、1の表備考第3号の規定を適用する。

2 第1の利用区分の開始時刻を繰り上げて利用する場合又は第5の利用区分の終了時刻を繰り下げて利用する場合の使用料は、30分につき、当該利用区分の規定使用料（前号の規定による場合は、その定めるところにより算定した使用料）の2割相当額を加えた額とする。

一部改正〔昭和60年条例11号・平成元年13号・4年43号・7年46号・9年38号・11年38号・16年37号・22年6号・24年35号・27年61号・28年38号〕